第25回 法廷だより

2018年6月19日、第25回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

晴天の下　傍聴席は満員

2018年6月19日午後2時00分より札幌地裁で、第25回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず原告の意見陳述を行い、その後弁護団から、訴状の請求の趣旨第3項について、原発内の核燃料を敷地から撤去することを求める旨請求の趣旨の変更をするとともに、敷地内断層に関する議論状況に関する準備書面(28)それを補足する準備書面(30)、使用済み核燃料の具体的危険性に関する準備書面(31)を提出しました。

被告からは、請求の趣旨の変更に対する答弁書と、これまでの被告の主張をまとめつつ、防潮堤の危険性がないことに関する準備書面(14)が提出されました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、三浦育夫が行いました。子供のころには明るい未来の象徴として原発を期待し支持をしていたが、放射線や原子炉の危険性を知り、支持する気持ちがなくなったこと、度重なる事故や明るみに出た放射線被害の実態から、原発の安全神話のほころびは隠しようがなくなっていること、コストが低いことや日本の規制基準が世界一厳しいというのはまやかしであることを述べました。そして、太陽光や風力など、自然のエネルギーを利用する段階にきているとして、裁判所に対し、その歩みを前に勧める判決を期待する旨表明しました。(意見陳述の内容は2ページ。)

弁護団の主張内容

請求の趣旨の変更は、訴状請求の趣旨第3項について原発に保管されている核燃料を撤去するよう求める内容に変更しました。

準備書面(30)は、小野有五教授寄稿(2018・4・1「原子力資料情報室通信」No・526)をもとに、敷地内断層の問題に関する被告の見解が誤りであることを指摘するとともに、適合性審査会合において、規制庁も被告の見解を否定したことを主張し、泊原発の立地が不適格であり、具体的危険性が認められることを主張しました。

準備書面(31)は、原告準備書面(15)で主張した使用済み核燃料による声明。身体、財産への具体的危険性を踏まえ、現時点で1号機ないし3号機に使用済み核燃料が管理容量1020tUのうち400tU存在していること、新燃料が搬入されていることを指摘しています。

そのうえで、敷地内断層等による立地不適の問題、防潮堤問題を含む津波対策、火山の問題から、原発内に核燃料が保管されていること自体により具体的危険が生じていることを主張しました。また、現在の使用済み核燃料・新燃料の保管量について明らかにするよう被告に対して求めました。

今後の予定等

次回期日は、10月9日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は平成31年1月22日(火)午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責・佐々木泰平)

次回口頭弁論　2018年10月9日(火)14:00から　場所/札幌地方裁判所